

農業委員会総会議事録

(令和6年2月8日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和6年2月8日(木) 午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町4番18号 熊本市国際交流会館 5階大広間

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局

ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

元日に発生した能登半島地震から1か月余りが経過しましたが、いまだに復旧作業が思うように進まず、生活再建の見通しの立たない状況が報道等で伝わってまいります。被災地から遠く離れた私たちにできることは限られておりますが、一刻も早い復旧・復興を心から願っておる次第です。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

総会は熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、22番の西富大二郎委員と23番の福嶋德行委員を、書記に事務局の西村幸祐主任主事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願までの8件でございます。

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請37件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番と2番は関連で、自家消費のための所有権移転の申請と賃借権を設定する申請です。譲受人であり被設定者である申請人は現在公務員ですが、熊本県立農業大学校で新規就農支援研修のため、仕事を一時休職して研修を修了し、菊陽町では家庭菜園程度の柿、栗、桃、根菜類、葉茎菜類を栽培していたとのこと。また、来年3月に定年退職を迎えた後、農業を生業として従事したいとのこと。

許可後は中古のビニールハウスで桃、ブドウ、柿、果樹類の苗木を定植し、そのほかカボチャ、サツマイモ、ゴボウを作付けされる計画です。申請人には先日の地区委員会へ出席いただき、営農計画等について聞き取り調査を行いました。

以上2件、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、

この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から7番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

4番と5番は関連で、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲、露地野菜を作付される計画です。

なお、5番については、5名の共有名義となっており、譲渡人の持分を移転するものです。

6番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

7番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま3番から7番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、8番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、第三者へ贈与するための所有権移転の申請です。譲受人はミカンを栽培されている専業農家で、許可後はミカンを栽培される予定です。僅かな面積ですが所有農地の隣接地であり、問題はないものと判断いたしました。

9番と10番は関連で、交換のための所有権移転の申請です。申請地は、それぞれ所有する農地に隣接、もしくは近接する農地であることから、耕作の便宜上交換されるものです。譲受人お二人ともミカンを栽培されている専業農家で、申請地でもミカンを栽培される予定です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま8番から10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、11番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

11番、12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番、12番は関連で、弟へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、ナス、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま11番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

13番と14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される予定です。

14番も、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま13番から14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、15番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

15番、16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

16番は、新規就農のための賃借権設定の申請です。借受人は地区

委員会への出席をいただき、営農計画書について聞き取り調査を行っております。借受人は昨年9月からJAのイチゴ部会で就農されており、許可後はイチゴを作付される計画で、出荷先はJAを予定されております。地区委員会におきまして、新規就農について何ら問題ないものと判断いたしております。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま15番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、17番。

12番 網田稔委員

12番、網田です。

17番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

18番は、甥への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、麦、大豆を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま17番、18番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次の19番から26番までは関連案件で、26番の譲渡人が議席番号19番の磯田委員ご本人ということでございますので、農業委員会

第31条第1項の規定により、議事参与の制限により議事に参与することができません。磯田委員は、関係案件の審議終了まで議場から退席していただきます。磯田委員、よろしくお願いします。

(19番 磯田修一委員 退室)

議 長 それでは、地元委員よりご報告をお願いいたします。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

19番から26番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番から26番は関連で、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は土木工事業等を営む傍ら、水稻、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後、申請地にはキャベツ、カンショを作付される予定です。

以上8件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いします。

議 長 ただいま19番から26番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。それでは、磯田委員に入室をお願いします。

(19番 磯田修一委員 入室)

議 長 それでは、27番、お願いします。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

27番から37番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、自家消費野菜栽培のための所有権を移転する申請です。

譲受人は大根、カボチャを栽培される農家の手伝いを行っており、許可後は大根、カボチャをはじめ、露地野菜を作付する計画です。

28番は、経営拡張のための賃貸借権を設定する申請です。借受人はスイカ、キュウリを栽培する専業農家で、許可後もキュウリを作付される計画です。令和5年11月総会の申請分に1筆漏れていたため、今回の追加申請となったものです。

29番は、第三者へ贈与のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、柿、栗を作付する専業農家で、許可後は柿、栗を作付される計画です。

30番は、自家消費野菜栽培のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻を栽培される兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される計画です。

31番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。今回の案件は、鉄塔用地として許可不要転用届で取得し、令和3年3月に所有権移転登記も完了していたものですが、この度鉄塔工事に際し、位置を変更せざるを得なくなり、これに伴い申請地を元の所有者へ戻すための申請となったものです。譲受人は栗を栽培する兼業農家で、許可後も同じく栗を作付される計画です。

32番は、自家消費野菜の栽培のための所有権を移転する申請です。譲受人はミカンを兄と共同経営する兼業農家で、許可後はカンショを作付される計画です。

33番は、農地所有適格法人が経営拡張のための賃貸借権を設定する申請です。

なお、実際に借り受ける面積は3,031㎡のうち1,500㎡です。借受人は主にパクチーを栽培する法人で、許可後はナスを作付する計画です。

34番は、甥へ贈与のための所有権移転する申請です。譲受人は水稻、ゴボウを作付される専業農家で、許可後は水稻を作付される計画です。

35番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、麦を栽培する専業農家で、許可後も引き続き水稻、麦を作付する計画です。

36番は、兄へ持分贈与のための所有権移転する申請です。譲受人は水稻、自家野菜を作付する専業農家で、許可後は水稻、自家野菜を作付する計画です。

37番は、経営拡張のための所有権を移転する申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培される専業農家で、許可後も引き続き水稻を作

付される計画予定です。

以上11件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま27番から37番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農業用資材置場及び駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積176㎡にハウス施設の廃材やコンテナ等の農業用資材置場及び普通車両3台分の駐車場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議・検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

2番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に普通車両4台分の駐車場、回転スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は既に駐車場として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請16件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会で協議状況のご報告をお願いします。
それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたし

ます。

1番は、調剤薬局等を営む法人が使用貸借権を設定し、保険調剤薬局へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地も検討されましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。

土地利用計画は、2階建て調剤薬局1棟と2台分の駐車場及び緑地を整備する計画です。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、土地計画法第34条第12号に該当する施設で、開発指導課へ開発許可申請済みとのこと。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、個人が所有権を移転し、個人住宅と後退用道路へ転用する許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。土地の選定に当たっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく申請地を選定されました。

土地利用計画は、小屋裏収納付個人住宅、2階建て1棟、建築面積107.65㎡と後退道路を整備する計画で、転用面積としては妥当

なものと判断しております。工事期間は、令和7年4月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査回答済みとのこと。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、親子間の使用貸借権設定による農家住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するものであって、総事業面積に占める当該第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積598.27㎡、転用面積95㎡に農家住宅木造2階建て1棟及び農機具置場を設置され、転用部分については、住宅敷地内の通路部分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は以前から通路として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。工事期間は令和6年12月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認

いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定しました。次は、4番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

4番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、貸駐車場及び貸資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定のうち、申請地の周辺に居住する者の業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、申請地763㎡を16台分の駐車場のほか、一部を工具や農機具等の資材置場として利用できるよう整備し、自身が代表を務める会社へ貸し付ける計画で、転用面積は適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除についても問題ありません。工事は令和6年8月31日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、5番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,951㎡に建築条件付売買予定地8区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和8年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

12番 網田稔委員

12番委員、網田です。

6番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区

分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和6年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

7番は、不動産売買業を営む法人が所有権移転し、建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に建売住宅2棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和7年4月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

8番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、所有権移転による個人住宅及び道路後退部分への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地については周辺で農地以外の土地も含めて検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅及び道路後退部分を施工される

計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除等問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、申請地は一部駐車場として既に埋立てされており、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま6番から9番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

10番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

10番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に鉄道の西里駅があることから、農地区分は第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、申請地246㎡に木造2階建て住宅1棟を建築する計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和7年2月28日完了予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い、検討した結果、立地基準、一般基準、いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果ございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま10番について地元委員よりご報告がございましたが、こ

の件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、11番。

23番 福嶋徳行委員

23番委員、福嶋です。

11番から16番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番は、個人住宅建築のための使用貸借権を設定する転用申請です。具体的には、譲受人夫婦が祖母の所有する土地を借りて個人住宅を建築するものです。農地区分は、2管以上が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設がある区域の農地で第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、395㎡に木造平家建て1棟、駐車スペース、庭等の計画で転用面積は適正なものと判断いたします。工期は許可日から令和6年10月30日までを予定でされており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審査申出書回答済みです。

12番は、建築土木業を営む個人が所有権移転により、資材置場へ転用する申請です。農地区分は、申請地からおおむね300m以内に鉄道の植木駅があることから第3種農地と判断されます。

土地利用面積は、3筆合わせた1,783㎡に、バックホウやトラックなどの建築機械や車輛及び砕石などの土木資材等を置く計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。

なお、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は道路側溝へ放流する予定です。事業計画、資金計画書等は添付されており、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないものと思われま。工期は許可日から令和6年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

13番と14番は関連です。各種生産システム、産業用ロボット及び物流関連機器等の製造並びに販売を営む法人が、駐車場設置のための所有権移転及び賃貸借権設定の申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団で生産性の低い農地で第2種農地と

判断され、代替地も検討されています。近年、北区植木町において新
本社ビルや新たな工場棟の建設を行い、事業拡大及び収益増加に伴う
100名を超える従業員の増加を見込むとともに、関連会社職員等の
訪問・滞在にも対応できるよう駐車場の確保が急務となり、今回の申
請となったものです。

土地利用計画は、13番が1, 197㎡に普通車37台、14番が
3, 129㎡に普通車110台の駐車場スペース、進入路等の計画で、
転用面積は適正なものとして判断いたします。事業計画、資金証明書等の
書類は添付されており、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはない
ものと思われます。工期は許可日から令和6年6月30日までを予定
されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、宅地の開発造成及び宅地分譲等を営む法人が、所有権移
転により建築条件付売買予定地への転用する申請です。農地区分は、
農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2
種農地と判断され、代替地の検討もなされています。

土地利用計画は、1, 954㎡に建築条件付売買予定地7区画のほ
か道路、ごみ置場等の計画で、転用面積は適正なものとして判断いたしま
す。雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分は区域内道路の集水枥を
経由し、熊本市道側溝へ放流する予定です。事業計画、資金計画書等
は添付されており、周辺農地の営農条件に支障を生じる恐れはないも
のと思われます。工期は許可日から令和8年1月31日までを予定さ
れており、許可後、速やかに着手させることを確認しております。

なお、集落内開発制度指定区域内で開発許可が必要ですが、事前審
査申出書提出済みです。

16番は、太陽光発電等及び省電力化対策の電気機器の販売等を営
む法人が、太陽光発電設備設置のため、地上権を設定する転用申請で
す。農地区分は、申請地から300m以内に九州自動車道植木インタ
ーチェンジの出入口があることから第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、1, 739㎡に太陽光電気パネル204枚、発電
容量113.22kwで、配置図面などにより転用面積としては適正
な面積と判断しました。資金計画、発電設備等に関する契約申込み承
諾書等必要な添付書類も揃っており、周辺農地の営農条件に支障を生
じる恐れはないものと思われます。工期は許可日から令和6年3月3
1日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認
しております。

以上6件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した
結果、立地条件及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものとして協

議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま11番から16番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、13番と14番は総転用面積3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

続きまして、第4号議案及び第5号議案並びに第6号議案でございます。

この件につきまして事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号議案及び第5号議案並びに第6号議案は関連ですので、併せて説明します。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画です。

議案書14ページの表をご覧ください。

初めに、所有権移転ですが、明細は議案書15ページの1番から18ページの12番までの合計12件で、熊本県農業公社からの売渡しと買入れです。面積は12件併せて田3万1,952㎡、畑1,133㎡の合計3万3,085㎡で、なお、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細は議案書18ページの13番から25ページの35番までの合計23件で、契約期間別では6年未満が15件、6年以上10年未満が1件、10年以上が7件で、面積は23件合わせまして田4万9,244㎡、畑5,340㎡の合計5万4,584㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、飼料作物、露地野菜、麦です。

次に、再設定分です。明細は議案書25ページの36番から30ページの50番までの合計15件で、契約期間別では6年未満が11件、10年以上が4件で、面積は15件合わせて田4万1,888㎡、畑1万505㎡の合計5万2,393㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、麦、飼料作物となっております。

続きまして、第5号議案です。議案書31ページの表をご覧ください。

こちらは、農地中間管理機構との賃借の新規設定になります。明細は議案書32ページの1番から46ページの43番までで、契約期間別では6年未満が27件、10年以上が16件で、面積は43件合わせて田12万1,858.61㎡、畑1万3,166㎡の合計13万5,024.61㎡となっております。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しており、全て一括方式となります。

なお、議案書43ページの34番は譲渡人、譲受人が同一人物の記載がありますが、ほかの案件と同様に一括方式で行うもので、熊本県農業公社が一旦借り受けたものを譲受人に貸付けを行うものとなっております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号及び第5号議案の説明につきましては以上です。

最後に、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（配分）について説明をします。

明細は議案書47ページ、1番から52ページ、23番までの23件となっております。なお、この農用地利用集積等促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいま事務局から内容の説明がございましたとおり、第4号議案及び第5号議案につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の各要件を満たしております。

また、第6号議案につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に基づき、市町村は農業委員会の意見を聞くものとなっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。この件について何かご意見ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長 異議なしということで、提案どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第7号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明
願1件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地
の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたし
ます。
それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は、対
象農地4筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委
員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何
ら問題のないものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いい
たします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。
続きまして、第8号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でご
ございます。地元委員のご報告に当たりましては、願出人の耕作状況な
ど地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいた
します。
それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし
ます。

1番は、令和5年8月30日相続開始に伴う相続税の納税猶予に関
する適格者証明願です。願出人は、ビニールハウスでピーマン、トマ
ト、ジャガイモなどの野菜を作付されている農家で、対象農地3筆は

願出人自ら耕作されており、また、今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま1番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

議 長 次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から10番までの合計149件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議 長 次に、次第6のその他です。地域計画の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 進捗状況の報告を行います。

先行のモデル地区5地区については、本市農業政策課において、地域計画策定のため関係機関への意見聴取から報告縦覧までを2月末から3月にかけて行われる予定です。その後、地域計画策定が終了するという事になっております。

また、モデル地区以外の地区については、現在、各区振興課室へ目標地図素案の原案について提出を既に行ったところです。今後、本年中に地元協議を経て年内に目標地図の作成を終わり、来年度末までに地域計画策定終了する予定でございます。

以上、報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんでしょうか。

一 同 異議なし。

議 長 ないようですので、以上をもちまして全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 ありがとうございます。それでは、これにて総会を閉会いたします。

閉 会 午後3時55分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和6年2月8日

議 長 福原 幸一

署名委員 西富 大二郎

署名委員 福嶋 徳行

書 記 西村 幸祐